

平成29年度若年性認知症支援コーディネーター設置・運営事業
企画提案公募実施要領

1 事業の目的

若年性認知症の人に対し、一人ひとりの状態や変化に応じた就労継続支援及び社会参加支援など連携を通じた総合的な支援を推進することを目的とした「若年性認知症支援コーディネーター設置・運営事業」の企画・実施などの業務を委託するため、当企画提案公募実施要領により広く事業実施に係る企画・提案を募集し、委託先の候補者を選定しようとするものである。

2 業務内容等

別途提示する「若年性認知症支援コーディネーター設置・運営事業委託業務仕様書」のとおり。

3 事業実施期間

契約締結日～平成30年3月31日

4 委託料上限額

金1,452,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案公募参加資格

委託業務を適正に遂行するに足る能力を有する者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 本県内において、認知症又は若年性認知症の人に対する取組を行っており、次の各号のいずれかに該当する者
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人
 - オ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次の各号に掲げる者は除く。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 参加申込書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引が停止されていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出物

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 受託業務実績表（様式2）
- ウ 法人・団体の概要書（様式3）

(2) 提出期限

平成29年10月11日（水）8時30分から平成29年11月6日（月）17時15分（必着）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、平成29年11月10日（金）17時15分までに、辞退届（様式4）を提出すること。

7 質問票の提出

(1) 受付時間

平成29年10月11日（水）8時30分から平成29年11月6日（月）17時15分まで

※受付期間後の質問は一切受け付けない。

(2) 提出物

質問票（様式5）

(3) 提出方法

電子メールにより「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

（メールアドレス：choujukaigo@pref.ehime.lg.jp）

※なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、電子メールの送信後、電話にて着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、参加申込者全員へ電子メールにて送付する。

なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 企画提案提出書（様式6） 1部
- イ 企画提案書（様式7） 8部
- ウ 見積書（任意様式） 1部
- エ その他（任意様式。必要に応じて提出可。） 8部

(2) 作成方法

ア 形式：原則としてA4版タテ、横書き、左綴じとすること。

イ 見積書：報償費、旅費、需用費等の区分別に記載し、内訳を詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(3) 提出期限

平成29年11月10日（金）17時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。

9 プレゼンテーション

提案者は、作成した企画提案書を基に下記によりプレゼンテーションを行う。なお、必要によりパワーポイントの使用を認める。(パソコン、プロジェクターは県が準備する。当日使用するデータは、CD又はメールにて事前に「13 問い合わせ先・提出先」まで提出すること。なお、当日は、提案者の責任で操作すること。)

(1) 日 時

平成 29 年 11 月中旬を予定。(詳細は追って連絡する。)

(2) 場 所

県庁内での開催を予定。

(3) 説明時間

10 分程度 (別途 10 分程度の質疑応答)

10 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

選定審査会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、別紙業務委託先選定基準に基づいて、総合的に審査・評価を実施する。ただし、応募多数の場合は、事前選定をする場合がある。

(2) 契約候補者の選定

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。

11 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

12 その他留意事項

(1) 提案参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 所定の期日及び場所に必要書類の提出がなかった場合は、無効となる。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反があった場合

イ 当該関係者に対し、当該企画提案募集に関わる不正な接触の事実が認められた場合

(4) 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することがある。

(5) 再委託の禁止

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

(6) 個人情報の取扱い

受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

13 問い合わせ先・提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護予防係

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 089-912-2431（係直通）

F A X 番号 089-935-8075

E-mail choujukaigo@pref.ehime.lg.jp